

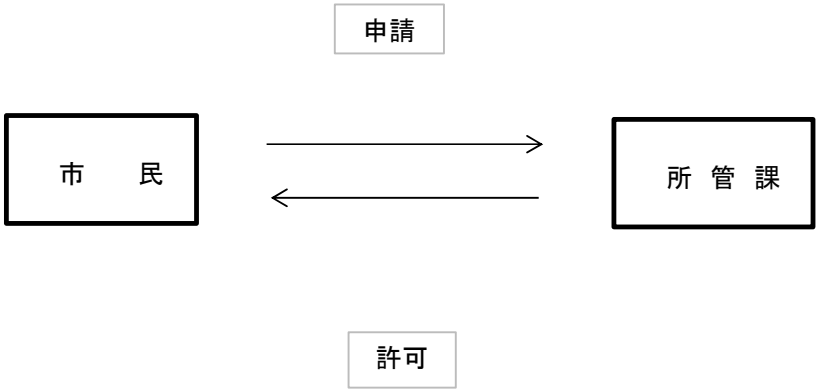
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	排水設備設置義務の免除に係る許可	
処 分 の 概 要	公共下水道が供用開始となれば、土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく排水設備を設置しなければならないが、特別の事情がある場合に、その義務を免除するもの。	
根 拠 法 令 名	下水道法(昭和33年法律第79号)	
条 項	第10条第1項	
所 管 課	給排水設備課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標 準 処 理 期 間	計	未設定
判 断 基 準	松山市排水設備設置義務の免除に関する取扱要綱第4条で定める許可の条件に適合すること。 【根拠法令等】 下水道法 第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。 松山市公営企業局排水設備設置義務の免除に関する取扱要綱 第3条 許可を受けようとする者は、排水設備設置義務免除許可申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。 (1)所在地付近の見取図 (2)配置図並びに排水設備等及び放流設備等の経路図 (3)公共用水域に放流される下水の水質試験成績書。ただし、施設の新設に係る許可を受けようとする場合は、公共用水域に放流しようとする下水の見込まれる水質の提出をもってこれに代えるものとする。 (4)前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めた書類 2 許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとする場合の手続きについては、前項の規定を準用する。 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる下水の許可を受けようとする者は、松山市下水道条例第5条(平成18年条例第21号)の規定による確認を受けることにより、許可の申請をしたものとみなす。 (1)プール排水(逆洗浄水を除く。) (2)庭池の水 (3)間接冷却水 (4)建物地下室等の湧水	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※事案ごとに処理期間は異なります。